

平成27年度第2回学長選考会議議事要旨

日時 : 平成27年5月14日(木) 13時28分～15時08分
場所 : 札幌駅前サテライト(教室1)
出席者 : 松岡(議長)、祖母井、内田、柿沼、蔵本、高橋、立川、
杵淵、阿部、玉井、星野、佐藤、羽賀、戸田、佐川、石川
欠席者 : なし

【議事】

1. 前回(第1回)の議事要旨について

総務課長から、資料1に基づき、前回会議の議事要旨が読み上げられ、了承した。

2. 学長選考について

(1) 学長選考の実施に係る運用方針案について

総務課長から、資料2に基づき、立会演説会の動画配信システムへの掲載を要望に応じて立会演説会の再視聴できる機会を設けること及び前回会議の審議内容を踏まえて面接開始時間及び面接方法について修正した「学長選考の実施に係る運用方針案」並びに資料3-1～2に基づき、「国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用」の改正案の説明があり、これを了承し、本日付けで一部修正することとした。

(2) 立会演説会における質問について

総務課長から、質問が出された5名全員を質問者とする事、質問の順番については五十音順で行うこと、時間配分及び質問者と候補者への連絡メールについて説明があり、これを了承した。

(3) 立会演説会について

総務課長から、立会演説会の進行等及び立会演説会の会場配置について説明があり、これを了承した。

(4) 候補者の評価の観点について

議長から、候補者の評価の観点について説明があった。その中で望ましい学長像に定める、1. 望まれる学長の資質・能力(1) 教育研究に関する適切かつ効果的な運営能力についての、「人格高潔で、学識に優れ、本学における教育及び研究の課題に高い見識と的確な判断力」については、3候補者とも有していることを確認した。

なお、望ましい学長像の各項目については、各委員が個別に判断することとした。

また、学長候補者の決定については、投票により行うことを確認し、「学長選考の実施に係る運用方針案」の別紙について、本日付けで一部修正することとした。

(5) 面接における共通質問事項等について

議長から、面接における議長からの共通質問についての説明があり、これを了承した。

(6) 監事機能の強化について

総務課長から、机上配付資料に基づき、国立大学法人の監事の機能強化について説明があり、次回以降、監事が学長選考会議に陪席することを了承した。

3. その他

(1) 次回会議について

次回会議は5月22日(金) 15時00分から立会演説会、次々回会議を6月1日(月) 9時から、面接及び学長候補者の選考等とすることを確認した。

以 上

平成27年度 第2回学長選考会議開催要項

○日 時 平成27年5月14日（木）13時30分～15時30分

○場 所 札幌駅前サテライト（教室1）

○議 題

（1）学長選考について

（2）その他

○配付資料

資料1 平成27年度第1回学長選考会議議事要旨（案）

資料2 学長選考の実施に係る運用方針案

資料3-1 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用（改正後）

資料3-2 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用の一部を改正する運用（案）

平成27年度第1回学長選考会議議事要旨（案）

資料 1
学長選考会議
27.5.14

日時：平成27年4月27日（月）13時26分～15時32分
場所：札幌駅前サテライト（教室1）
出席者：松岡（議長）、祖母井、内田、柿沼、蔵本、高橋、立川、
杵淵、阿部、玉井、星野、佐藤、羽賀、佐川、石川
欠席者：戸田

議事に先立ち、議長から、教育研究評議会から選出された杵淵委員と前回会議で選出された石川委員の報告と紹介があった。

【議事】

1. 前回（第13回）の議事要旨について

総務課長から、資料2に基づき、前回会議の議事要旨が読み上げられ、了承した。

2. 学長選考について

(1) 所信書等に対する質問・回答について

総務課長から、各候補者から提出された資料の回答部分について読み上げられ、これを確認した。

(2) 立会演説会について

立会演説会について、演説の順番については五十音順で行うこと、演説場所は札幌駅前サテライト教室1とすること、選考会議委員はその場に同席することを了承した。また、立会演説会の開催について、本日付けで公示することとした。

(3) 学長選考の実施に係る運用方針案について

総務課長から資料3に基づき、学長選考の実施に係る運用方針案の修正について説明があり、審議の結果、面接開始時間については、それぞれ9時00分、10時00分、11時00分とし、所要時間については45分程度とすることとした。また、面接の順番については五十音順で行い、併せて、各候補者へ面接に係る通知をすることとした。

(4) 追加資料について

4月13日（月）までに提出を求めた「主要業績」に関する追加資料について、各候補者から提出されたことを確認した。

(5) 次の事項について、次回審議することとした。

- ・面接時の共通質問について
- ・面接等に係る評価の観点について

3. その他

(1) 監事について

監事と学長選考会議の関係について、次回審議することとした。

(2) 次回会議について

次回会議を5月14日（木）13時30分から開催することを確認した。

以上

資料 2
学長選考会議
27.5.14

学長選考の実施に係る運用方針案

平成27年1月13日 決 定

平成27年1月26日 一部修正

平成27年2月10日 一部修正

平成27年3月23日 一部修正

平成27年4月27日 一部修正

平成27年5月14日 一部修正

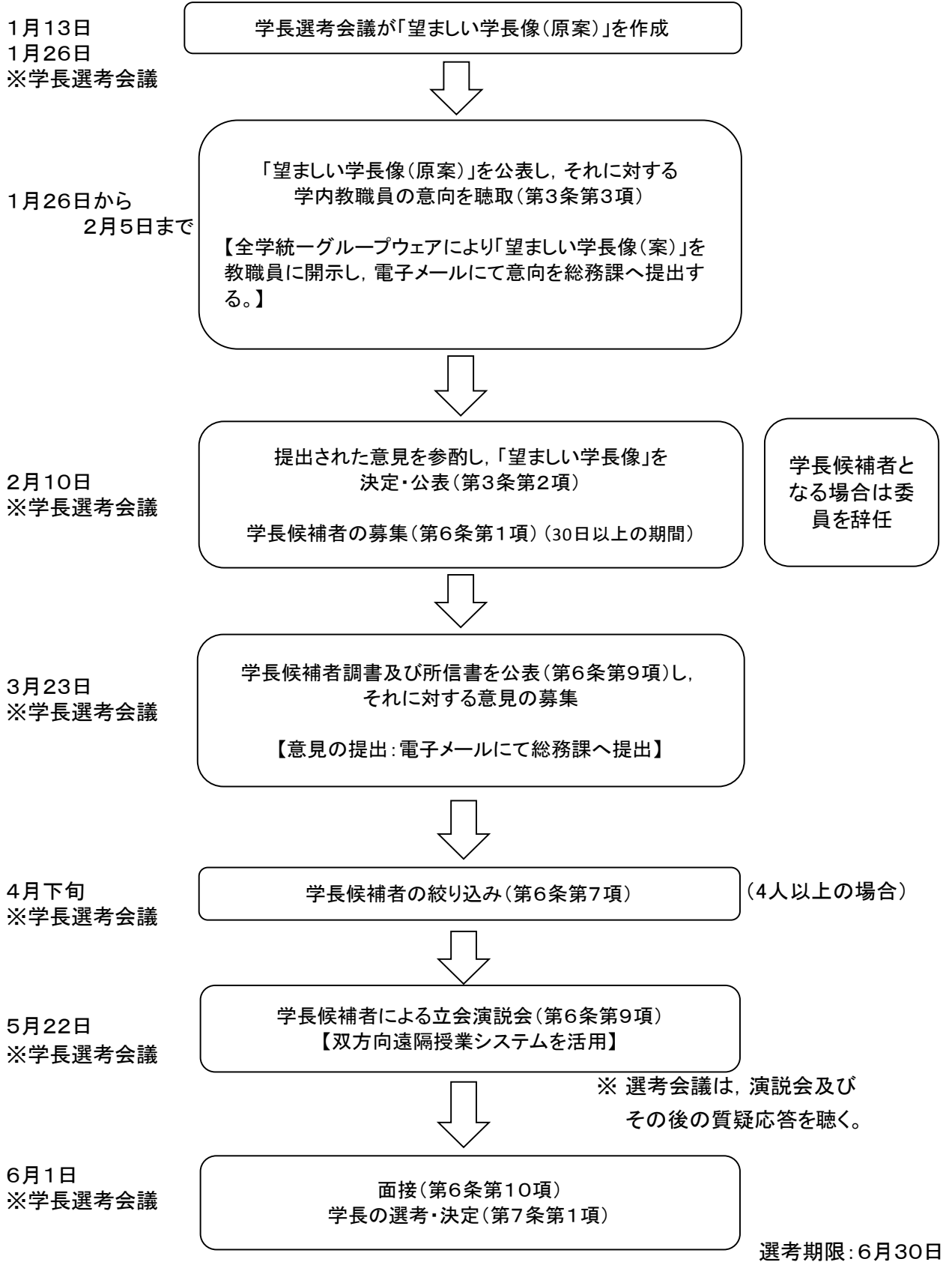
国立大学法人北海道教育大学学長選考会議

目 次

1. 学長選考の主な流れについて	1
2. 望ましい学長像について	2
1) 望ましい学長像（原案）の hue-IT への掲載	
2) 望ましい学長像（原案）に対する意見の提出	
3) 提出された意見の取扱い	
4) 望ましい学長像の決定及び公表	
3. 学長候補者の募集について	3
1) 応募方法	
2) 応募期間	
3) 提出書類	
4) 提出方法	
4. 学長候補者から提出された所信書等について	4
1) 所信書等の公表	
2) 所信書等に対する意見の提出	
3) 提出された意見の取扱い	
4) 所信書等に対する意見等の hue-IT への掲載	
5. 学長候補者の書類審査について	4
1) 書類審査を実施する場合	
2) 書類審査方法	
3) 書類審査結果の hue-IT への掲載	
6. 学長候補者による立会演説会について	5
1) 開催日時	
2) 開催方法	
3) 質問に対する回答	
4) 立会演説会の再視聴について	
7. 学長候補者に対する面接について	7
1) 開催日時	
2) 開催場所	
3) 面接方法	
8. 学長の選考について	7
9. 選考結果等の公表について	7
10. その他	7

(別紙) 学長候補者を募集する際に学長選考会議が定める事項

1. 学長選考の主な流れについて



2. 望ましい学長像について

1) 望ましい学長像（原案）のhue-ITへの掲載

学長選考会議が作成した「望ましい学長像（原案）」（Word版及びPDF版）は、全学統一グループウェア上の「全学共通1」タブ内の「お知らせ（学長選考会議）」（以下「hue-IT」という。）に掲載します。

【運用規則第3条関係第1項】（朱書き部分は、各項目に関連する規則又は運用。以下同じ。）
望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。

2) 望ましい学長像（原案）に対する意見の提出

①学内の教職員（全ての常勤・非常勤職員のことをいう。以下同じ。）は、望ましい学長像（原案）に対して、意見を提出することができます。

②意見を提出するときは、標題を「望ましい学長像（原案）に対する意見」として、大学の個人メールアドレスから総務部総務課の学長選考専用メールアドレス（gakucho-senko@j.hokkyodai.ac.jp）宛に、平成27年2月5日（木）12時までに電子メールで提出してください（様式任意）。それ以外のメールアドレスから提出された意見、連名又は匿名で提出された意見、提出期限を過ぎてから提出された意見及び望ましい学長像（原案）に関係しない意見は、原則として取り扱いませんのでご了承ください。

【運用規則第3条関係第2項】

学長選考会議は、望ましい学長像について学内の教職員から意見を聴く場合、当該意見を大学のメールアドレスから総務部総務課に電子メールで提出させるものとする。

3) 提出された意見の取扱い

学内の教職員から提出された意見は、総務部総務課から全ての意見を学長選考会議議長（以下「議長」という。）に提出します。その際、意見を提出された方の氏名は掲載しません。個別の照会への対応は行いませんのでご了承ください。また、議長に提出した意見は、上記2)②後段で記載されたものを除き、hue-ITに掲載します。

【運用規則第3条関係第3項】

総務部総務課は、前項により提出のあった意見（望ましい学長像に対する意見）を、学長選考会議議長に提出するものとする。

4) 望ましい学長像の決定及び公表

「望ましい学長像」は、教職員からの意見を参酌して決定します。決定後は、本学のホームページ及びhue-ITで公表します。

【規則第3条第3項】

学長選考会議は、前項の望ましい学長像を作成するに当たっては、学内の教職員の意見を聴くものとする。

【運用規則第3条関係第1項】

望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。

3. 学長候補者の募集について

1) 応募方法

学長候補者の募集に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、学長選考会議学外委員からの推薦又は学内の有資格者10人以上からの推薦が必要となります。なお、規則第6条第1項に規定する学長選考会議が定める事項は、別紙のとおりです。

- ・学長選考会議学外委員（学長選考会議規則第2条第1項第2号 参照）
運営規則第8条第2項第4号に掲げる経営協議会委員
【運営規則第8条第2項第4号】
本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- ・学内の有資格者
学内の教職員は、公示日（平成27年2月10日（火））に在職する者で、次に掲げるもの。（学長選考規則第6条第5号 参照）
 - ① 学長
 - ② 理事
 - ③ 大学教員
 - ④ 附属学校教員のうち、副校長、副園長、主幹教諭及び教務主任の職にある者
 - ⑤ 教員以外の職員のうち、事務系職員の係長相当職以上の職にある者

2) 応募期間

応募の期間は、平成27年3月12日（木）までとします。

【規則第6条第6項】

第1項の応募の期間は、30日以上の期間を設定することを原則とする。

3) 提出書類

応募者は、下記の応募書類を提出するものとします（様式は、学長選考規則に関する運用規則第6条関係第2項に規定する別記様式第1号から第3号）。

- ①学長候補者推薦書（別記様式第1号）
- ②学長候補者調書（別記様式第2号）
- ③学長候補者所信書（別記様式第3号。ポンチ絵（A4で1枚）などの添付も可。）

4) 提出方法

応募書類は、封筒の表に「学長選考応募書類在中」と朱書きの上、下記のとおり提出してください。

・郵送の場合

郵送先： 国立大学法人北海道教育大学総務部総務課（〒002-8501 北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1-3）へ書留にて郵送

提出期限： 平成27年3月12日（木）【必着】

・持参の場合

持参先： 国立大学法人北海道教育大学総務部総務課

提出期限： 平成27年3月12日（木） 17時00分

※提出された応募書類は、返却いたしません。

※応募書類に含まれる個人情報については、選考の目的以外には使用いたしません。

4. 学長候補者から提出された所信書等について

1) 所信書等の公表

学長候補者調書及び学長候補者所信書（以下「所信書等」という。）は、本学のホームページ及びhue-ITで公表します。

【運用規則第6条関係第3項第1号】

所信書等の公表は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。

2) 所信書等に対する意見の提出

①学内の教職員は、所信書等に対して、意見を提出することができます。

②意見を提出するときは、標題を「所信書等に対する意見」として、大学の個人メールアドレスから総務部総務課の学長選考専用メールアドレス（gakuchosenko@j.hokkyodai.ac.jp）宛に、平成27年4月2日（木）12時までに電子メールで提出してください（様式任意）。それ以外のメールアドレスから提出された意見、連名又は匿名で提出された意見、提出期限を過ぎてから提出された意見及び所信書等に関係しない意見は、原則として取り扱いませんのでご了承ください。

【運用規則第6条関係第3項第3号】

前項の意見（所信書等に対する意見）の募集に当たっては、規則第3条関係第2項及び第3項の規定を準用する。

3) 提出された意見の取扱い

学内の教職員から提出された意見は、総務部総務課で全ての意見を応募者毎に区分けし、議長に提出します。その際、意見を提出された方の氏名は掲載しません。個別の照会への対応は行いませんのでご了承ください。

【運用規則第6条関係第3項第3号】

前項の意見（所信書等に対する意見）の募集に当たっては、規則第3条関係第2項及び第3項の規定を準用する。

4) 所信書等に対する意見等のhue-ITへの掲載

上記3)にて応募者毎に区分けした意見は、郵送又は電子メールにて応募者に通知するとともに、上記2)②後段で記載されたものを除き、hue-ITに掲載します。ただし、応募者に通知するのは、当該応募者に該当する意見のみとします。なお、区分けした意見に対する応募者からの回答は、応募者からの回答が揃い次第、hue-ITに掲載します。

【運用規則第6条関係第3項第4号】

学長選考会議は、第2号の規定に基づき提出された所信書等に対する意見を応募者に通知するとともに、学内の教職員に公表する。

5. 学長候補者の書類審査について

1) 書類審査を実施する場合

書類審査は、応募者が4人以上であったときに実施します。

2) 書類審査方法

①学長選考会議が学長候補者を3人以内とするときは、応募書類を審査した上で学長選考会議委員（以下「委員」という。）の意見を聴いて行います。ただし、委員の総意が得られないときは、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

②書類審査は、学長候補者を募集する際に学長選考会議が定める事項の「3. 学長選考の

基準」、望ましい学長像の各項目に照らして審査します。

【運用規則第6条関係第4項】

学長選考会議は、委員の意見を聴いて学長候補者を3人以内とする。ただし、委員の総意が得られないときは、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3) 書類審査結果の hue-IT への掲載

書類審査の結果は、郵送又は電子メールにて応募者に通知するとともに、hue-IT に掲載します。なお、hue-IT に掲載するのは、学長候補者となった者の職名及び氏名とします。

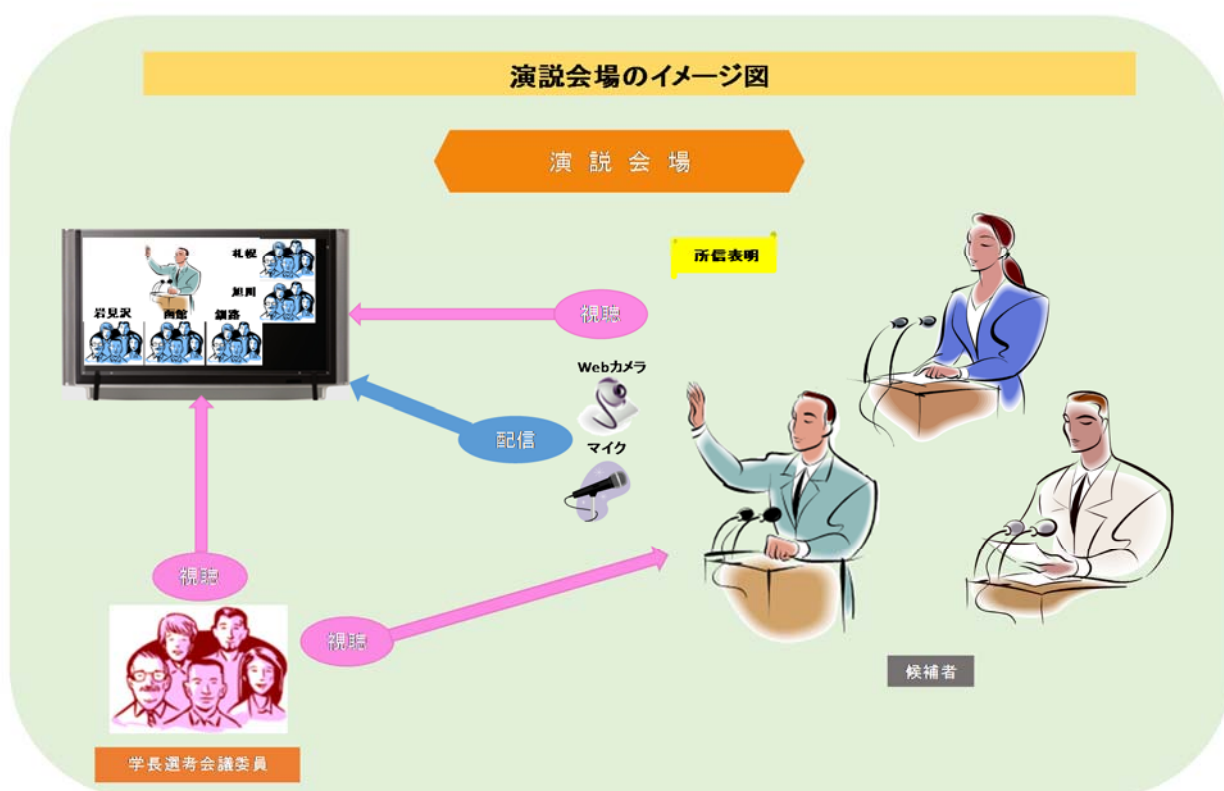
6. 学長候補者による立会演説会について

1) 開催日時

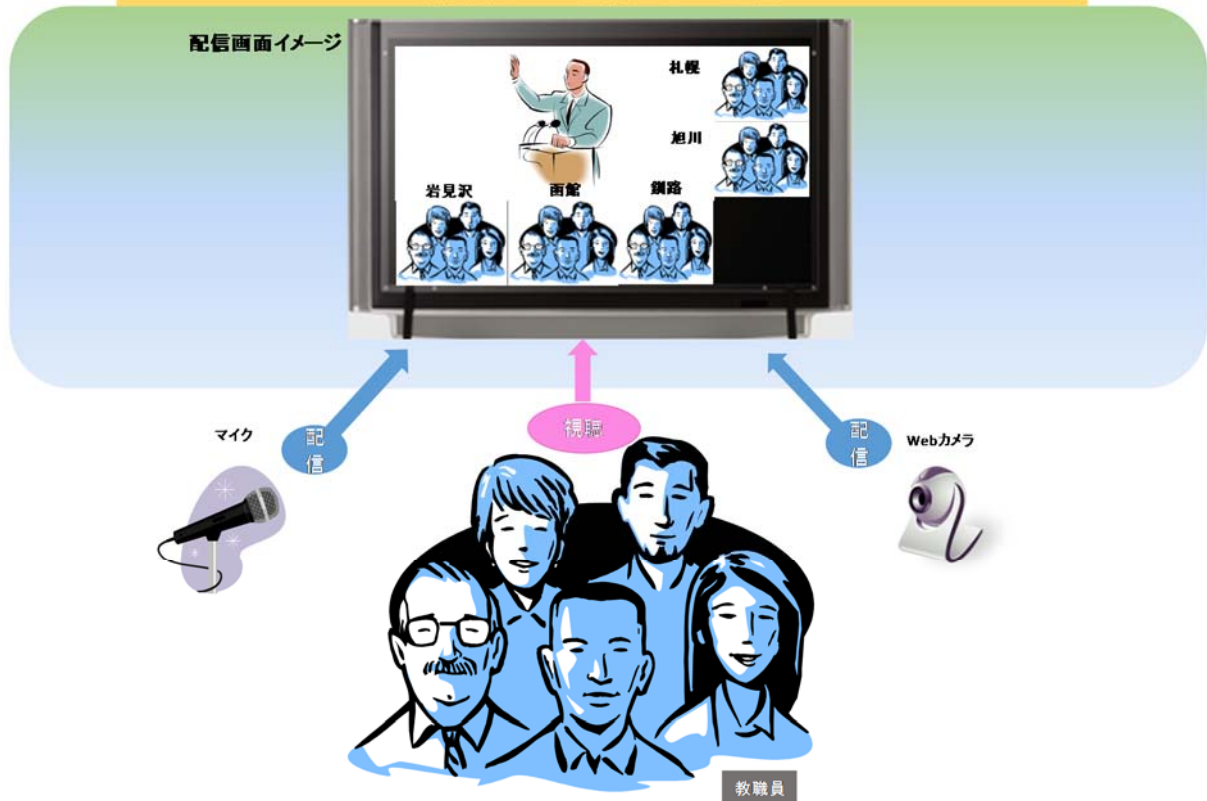
平成27年5月22日（金） 15時00分～17時00分

2) 開催方法

- ①立会演説会は、双方向遠隔授業システムを通じて、全キャンパス同時に開催します。
- ②各キャンパスの教職員は、原則として、所属するキャンパスの会場で各学長候補者の演説及び質疑応答を視聴します。
- ③学長候補者は、演説会場にて委員が同席して演説を行います。なお、司会進行は議長が行い、各学長候補者の演説時間は、15分の予定です。
- ④学長候補者は、説明資料を使用する場合は、総務部総務課の学長選考専用メールアドレス（gakucho-senko@j.hokkyodai.ac.jp）宛に、平成27年5月20日（水）12時までに電子メールで提出してください。なお、説明資料はA4で1枚（両面印刷可）とします。
- ⑤立会演説会のイメージ図は、下記のとおりです。



各キャンパス会場のイメージ図



【運用規則第6条関係第5項第1号】

立会演説会は、双方向遠隔授業システムにより行うことができる。

3) 質問に対する回答

- ①学長候補者は、学内の教職員からの質問に対して回答しますので、学長候補者に対して質問がある場合は、事前に質問を提出してください。ただし、質問が多いときは、全ての質問に回答できない場合がありますのでご了承ください。
- ②質問を提出するときは、標題を「学長候補者に対する質問」として、大学の個人メールアドレスから総務部総務課の学長選考専用メールアドレス（gakucho-senko@j.hokkyodai.ac.jp）宛に、平成27年5月7日（木）12時までに電子メールで提出してください（様式任意）。それ以外のメールアドレスから提出された質問、連名又は匿名で提出された質問、提出期限を過ぎてから提出された質問及び所信書等に関係しない質問は、原則として取り扱いませんのでご了承ください。
- ③学内の教職員から提出された質問は、郵送又は電子メールにて学長候補者に通知し、hue-ITにも掲載します。ただし、学長候補者に通知するのは、当該学長候補者に該当する質問のみとします。
- ④議長は、立会演説会の質問者を決定します。個別の照会への対応は行いませんのでご了承ください。

4) 立会演説会の再視聴について

立会演説会の様子は、5月29日（金）までの間、要望に応じキャンパス毎に上映します。なお、録画を視聴した上での学長候補者に対する質疑は受け付けませんのでご了承ください。

【運用規則第6条関係第5項第2号】

学長選考会議は、要望に応じ立会演説会の様子を、再視聴できる機会を設けること全学統一

グループウェア上の動画配信システムに掲載するものとする。

7. 学長候補者に対する面接について

- 1) 開催日時
平成27年6月1日（月）9時00分。なお、集合時間及び面接時間は学長候補者毎にお知らせします。
- 2) 開催場所
北海道教育大学札幌駅前サテライト 教室1
- 3) 面接方法
1人当たりの面接の所要時間は、45分程度とします。面接の進行は、議長が行います。最初に議長から質問し、その後各委員から質問します。

8. 学長の選考について

学長選考会議は、応募書類、立会演説会及び学長候補者に対する面接の結果等を参考に、以下のとおり投票を行い、学長候補者1人を決定します。

- (1) 投票は単記記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とします。
- (2) 過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2人（末位に得票同数の者がいるときは、これを加えます。）について、更に単記記名投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とします。
- (3) 前号の得票が同数であるときは、議長の決するところによります。

【運用規則第7条関係第1項及び第2項】

- 1 学長選考会議は、学長候補者に対する面接の結果等を参考に、投票により学長候補者1人を決定する。
 - (1) 投票は単記記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とする。
 - (2) 過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2人（末位に得票同数の者がいるときは、これを加える。）について、更に単記記名投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とする。
- 2 前項第2号の得票が同数であるときは、議長の決するところによる。

9. 選考結果等の公表について

- (1) 学長選考会議は、学長選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を、本学のホームページ及びhue-ITで公表します。
- (2) 学長選考会議の資料は、議長が定めるところにより公表します。

【規則第10条】

学長選考会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を公表する。

10. その他

この運用方針案に定めるほか、学長選考の実施に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定めます。

学長候補者を募集する際に学長選考会議が定める事項（案）

1. 学長選考手続の概要

学長選考会議規則、学長選考規則及び学長選考規則に関する運用の規定に基づき、学長選考会議が学長候補者を募集し、応募者から提出のあった学長候補者調書等を公表して教職員から意見聴取します。その後、候補者が4人以上であった場合、書類審査により候補者を3人以内にし、立会演説会を行った後、面接を行い、学長候補者1名を選考します。

2. 学長選考を行う理由

現学長の任期が満了するために行います。

3. 学長選考の基準

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とし、具体的には、学長選考規則第3条第2項に規定する「望ましい学長像」に定めるところによるものとします。

4. 学長の任期

学長の任期は、平成27年10月1日から4年とし、再任を妨げません。ただし、再任は1回限りとします。

5. 学長選考の方法及び日程等

(1) 募集

本学の学長候補者の募集に応募する者は、次の応募書類を下記のとおり提出してください。なお、応募に当たっては、本学経営協議会の学外委員又は本学役員及び教職員による学長候補者推薦の有資格者10人以上の推薦を必要とします。

【応募書類】（様式は、学長選考規則に関する運用規則第6条関係第2項に規定する別記様式第1号から第3号）

- ① 学長候補者推薦書（別記様式第1号）
- ② 学長候補者調書（別記様式第2号）
- ③ 学長候補者所信書（別記様式第3号。ポンチ絵（A4で1枚）などの添付も可。）

【提出方法】

応募書類は、封筒の表に「学長選考応募書類在中」と朱書きの上、下記のとおり提出してください。

・郵送の場合

郵送先： 国立大学法人北海道教育大学総務部総務課（〒002-8501 北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1-3）へ書留にて郵送

提出期限： 平成27年3月12日（木）【必着】

・持参の場合

持参先： 国立大学法人北海道教育大学総務部総務課

提出期限： 平成27年3月12日（木） 17時00分

※提出された応募書類は、返却いたしません。

※応募書類に含まれる個人情報については、選考の目的以外には使用いたしません。

- (2) 学長候補者調書等の公表及び意見聴取
提出された学長候補者調書等を公表し、教職員にそれに対する意見を募集します。
- (3) 書類審査
応募者が4人以上であった場合には、提出された学長候補者調書及び学長候補者所信書を学長選考会議が審査した上で、学長候補者を3人以内とします。
- (4) 立会演説会
選考された学長候補者のビジョン及び望ましい学長像に基づく方針を聴くため、平成27年5月22日(金)15時00分～17時00分に立会演説会を実施します。
詳細については、後日、選考された学長候補者にお知らせします。
なお、立会演説会のための旅費等は、自己負担となります。
- (5) 面接
選考された学長候補者に対し、平成27年6月1日(月)9時00分 北海道教育大学札幌駅前サテライトで面接を行います。
なお、面接のための旅費等は、自己負担となります。

6. 学長候補者の決定

学長選考会議は、面接を実施した学長候補者のうちから、審議した上で、1人を決定します。

学長選考会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を速やかに公表します。

7. その他学長選考会議が必要と認める事項

- (1) 応募書類提出先及び問合せ先
国立大学法人北海道教育大学総務部総務課
〒002-8501 北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1-3
電話 011-778-0206 FAX 011-778-0631
Eメール gakucho-senko@j.hokkyodai.ac.jp
- (2) 関係規則等
国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則
国立大学法人北海道教育大学学長選考規則
国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用

資料 3-1
学長選考会議
27.5.14

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用（改正後）

平成17年5月17日
学長選考会議決定

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（平成16年規則第157号。以下「規則」という。）の運用に当たっては、次のとおりとする。

規則第3条関係

- 1 望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
- 2 学長選考会議は、望ましい学長像について学内の教職員から意見を聴く場合、当該意見を大学のメールアドレスから総務部総務課に電子メールで提出させるものとする。
- 3 総務部総務課は、前項により提出のあった意見を、学長選考会議議長に提出するものとする。

規則第6条関係

- 1 学内の有資格者について
 - (1) 学内の有資格者は、公示日に在職する者とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、公示日において休職中の者、育児休業中の者、介護休業中の者、自己啓発等休業中の者、停職中の者及び在籍出向中の者は、学内の有資格者となることができない。
 - (3) 公示日以降に退職等の異動により職員でなくなった者（休職、育児休業、介護休業、自己啓発等休業、停職及び在籍出向となった者を含む。）は、異動の日からその資格を失う。
- 2 提出書類の様式について
学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書の様式は、それぞれ別記様式第1号から第3号のとおりとする。
- 3 学長候補者調書及び学長候補者所信書（以下「所信書等」という。）の公表について
 - (1) 所信書等の公表は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
 - (2) 学長選考会議は、所信書等に対する意見を、学内の教職員から募集する。
 - (3) 前項の意見の募集に当たっては、規則第3条関係第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (4) 学長選考会議は、第2号の規定に基づき提出された所信書等に対する意見を応募者に通知するとともに、学内の教職員に公表する。
- 4 書類審査について
学長選考会議は、委員の意見を聴いて学長候補者を3人以内とする。ただし、委員の総意が得られないときは、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 立会演説会について
 - (1) 立会演説会は、双方向遠隔授業システムにより行うことができる。
 - (2) 学長選考会議は、**要望に応じ立会演説会の様子を、再視聴できる機会を設**

けることとする。

規則第7条関係

- 1 学長選考会議は、学長候補者に対する面接の結果等を参考に、投票により学長候補者1人を決定する。
 - (1) 投票は単記記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とする。
 - (2) 過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について、更に単記記名投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とする。
- 2 前項第2号の得票が同数であるときは、議長の決するところによる。
- 3 決定した学長候補者に対する学長就任の意思の確認は、学長選考会議において選出された複数の者が速やかに行う。

規則第9条関係

学長候補者が学長に就任することができなくなったときは、改めて学長候補者の選考を行う。

規則第10条関係

報道機関等への公表については、事前に、内容、担当者等を定め、決定後速やかに行うものとする。

規則第13条関係

- 1 学内の教職員に対する各種の通知は、原則として、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
- 2 この運用に定めるもののほか、学長選考の実施に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

付 記

この運用は、平成17年5月17日から実施する。

付 記（平成23年3月4日 一部改正）

この運用は、平成23年3月4日から実施する。

付 記（平成24年3月29日 一部改正）

この運用は、平成24年4月1日から実施する。

付 記（平成26年11月14日 一部改正）

- 1 この運用は、平成26年11月14日から実施する。

- 2 この運用は、平成27年4月1日から施行される国立大学法人法（平成15年法律第102号）第12条第7項に規定する学長選考会議が定める基準とする。

付 記（平成27年3月23日 一部改正）

この運用は、平成27年4月1日から実施する。

付 記（平成27年 月 日 一部改正）

この運用は、平成27年 月 日から実施する。

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用の一部を改正する運用（案）

（改正理由）

立会演説会の運用について、所要の改正を行うものである。

制 定 平成27年 月 日

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用（平成17年5月17日学長選考会議決定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

改正後	現行
<p>規則第3条関係（略）</p> <p>規則第6条関係 1～4（略） 5 立会演説会について （1）立会演説会は、双方向遠隔授業システムにより行うことができる。 （2）学長選考会議は、<u>要望に応じ立会演説会の様子を、再視聴できる機会を設けることとする。</u></p> <p>規則第7条関係～規則第13条関係（略）</p> <p><u>付 記</u> <u>この運用は、平成27年 月 日から施行する。</u></p>	<p>規則第3条関係（略）</p> <p>規則第6条関係 1～4（略） 5 立会演説会について （1）立会演説会は、双方向遠隔授業システムにより行うことができる。 （2）学長選考会議は、立会演説会の様子を、<u>全学統一グループウェア上の動画配信システムに掲載するものとする。</u></p> <p>規則第7条関係～規則第13条関係（略）</p>